

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年11月21日)

[件名]

- 「ぼうさいこくたい2026」鳥取県運営委員会の設置について
(危機管理政策課) … 2
- 鳥取県国民保護計画変更案に対するパブリックコメントの実施について
(危機対策・情報課) … 4
- 南部町・ファロスファーム（西伯農場）における火災について
(危機対策・情報課) … 5
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第43報）
(原子力安全対策課) … 6
- 令和7年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について
(原子力安全対策課) … 9
- 中国電力に対する財源措置の適正化等の早期具現化を求める申入れについて
(原子力安全対策課) … 11
- 令和7年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の実施について
(消防防災課) … 15

危機管理部

「ぼうさいこくたい 2026」鳥取県運営委員会の設置について

令和 7 年 11 月 21 日

危機管理政策課

「ぼうさいこくたい 2026」鳥取県運営委員会を 11 月 19 日に設置及び、第 1 回運営委員会を開催しましたので、その概要を報告します。

1 日 時 令和 7 年 11 月 19 日(水) 午後 1 時 40 分から 2 時 15 分まで

2 会 場 県災害対策本部室

3 構 成 員 県内の防災・消防、若者、女性、福祉、教育、行政など 37 団体
※オブザーバー：内閣府（防災担当）

4 経 緯

- ・令和 8 年 10 月 17 日(土)、18 日(日)の両日、エースパック未来中心及び鳥取県立美術館等を主会場に、防災分野の国内最大級のイベント「防災推進国民大会 2026（ぼうさいこくたい 2026）」の開催が決定。
- ・「ぼうさいこくたい 2026」の開催を契機として、県民の防災に関する意識醸成及び防災関連活動活性化等を通じて地域防災力の向上を図るとともに、全国から集まる関係者・来場者へのおもてなしを通じた鳥取県の魅力発信等を計画・実行していくため、「ぼうさいこくたい 2026」鳥取県運営委員会を設置。初会合では、各委員から提言や課題などを発言いただいた。

5 主な意見等

○若者による意識醸成及び出展企画

- ・鳥取県版 HUG を用いたワークショップ等を通じて地域の防災普及に貢献したい。(鳥大防災 Lab.)
- ・中部地震被災者として、一人の力ではなく若者活躍局一丸となって取り組みたい。(若者活躍局)

○防災分野への女性の参画

- ・被災時の更衣室、授乳等、女性目線の防災について提案・発信したい。(とっとり建設☆女星ネットワーク)

○地域防災力の向上

- ・全国に先駆けた災害福祉支援センター設置や、災害ケースマネジメントや支え愛マップなどを全国に紹介していきたい。(鳥取県社会福祉協議会)
- ・この大会が女性を含めた消防団員の加入促進に繋がるような大会にしたい。(鳥取県消防協会)

○大会開催における賑わい創出・おもてなし企画

- ・この機会を利用して、鳥取県の魅力ある農畜産物や加工品など特産物発信や、氷温などの関連技術や技術を活かして梨を出すなど、広く発信したい。(鳥取県農業協同組合中央会)
- ・市民全員が 10 年の復興に向けた努力を振り返り、周囲・関係者への感謝の気持ち、防災意識を強くするよい機会となって欲しい。地域を挙げて準備していく。(倉吉商工会議所)

6 今後の動き

- ・委員会メンバーのみならず幅広い防災関係者等と意見交換するなどし、大会開催を契機とした県民の防災意識の向上、防災関連活動の活性化等を着実に推進していく。
- ・また、大会では全国各地から多くの来場者が見込まれていることから、本県の先進的な防災分野の取組のみならず、食・観光や産業等の特色・魅力を広く発信する企画等、国及び運営委員会を中心とした関係機関と緊密に連携しながら開催準備を加速させていく。

(次項：運営委員会委員名簿)

【参考】「ぼうさいこくたい2026」鳥取県運営委員会委員名簿

(敬称略)

	所属	役職	氏名
会長	鳥取県	知事	ひらい しんじ 平井 伸治
副会長	倉吉市	市長	ひろた かずやす 広田 一恭
	日本赤十字社鳥取県支部	事務局長	いけがみ さちこ 池上 祥子
	プラットフォーム5+α (事務局:鳥取看護大学・鳥取短期大学)	事務局 グローバルセンター長	たなか ひびき 田中 響
	鳥大防災Lab.	学生代表	いしづ あかり 石津 明加里
委員	県内19市町村	首長	—
	鳥取県若者活躍局	メンバー(鳥取大学学生)	おおひらまさはる 大平 雅治
	とっとり建設☆女星ネットワーク	事務局	うらた じゅんこ 浦田 純子
	(社福)鳥取県社会福祉協議会	会長	ふじい きしん 藤井 喜臣
	鳥取県農業協同組合中央会	代表理事会長	くりはらたかまさ 栗原 隆政
	倉吉商工会議所	会頭	おおた えいじ 大田 英二
	(一社)鳥取県物産協会	会長	こだに じろへい 小谷 治郎平
	倉吉銀座商店街振興組合	会長	こばやしけんじ 小林 健治
	(特定NPO)とっとり災害支援連絡協議会	監事	ふくい つねみ 福井 恒美
	日野ボランティア・ネットワーク	代表	やましたひろひこ 山下 弘彦
	鳥取大学工学部附属地域安全工学センター	センター長 (鳥大防災Lab.顧問)	くろいわまさみつ 黒岩 正光
	鳥取県消防長会	会長	しかだ ゆきと 鹿田 幸人
	(公財)鳥取県消防協会	会長	なかしままさゆき 中嶋 政幸
	ぼうさいこくたい高校生活動推進委員会	設立準備事務局 代表	あしば ひでき 足羽 英樹
	(一社)日本損害保険協会	中四国支部事務局長	やまだ たかひろ 山田 高弘
オブザーバー	内閣府(防災担当)	審議官	おだに あつし 小谷 敦

鳥取県国民保護計画変更案に対するパブリックコメントの実施について

令和7年11月21日

危機対策・情報課

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき作成した「鳥取県国民保護計画」について計画変更を行うにあたり、変更案に対するパブリックコメントを実施します。

※国民保護計画は、指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して国民保護法に基づき定める計画です。

1 パブリックコメント募集期間

令和7年11月25日（火）から12月25日（木）まで

2 主な変更の概要

（1）昨年度実施した国民保護共同訓練（国重点訓練）の成果等の反映

○自家用車避難受付所での避難住民確認を実施

・自家用車避難者は、自家用車避難受付所において避難先の確認等を受けることを追記

○避難行動要支援者の避難調整に係る手順を整理

・保健医療福祉対策統合本部を中心とし、避難先や搬送手段の確保と調整の具体手順について追記

○県国民保護対策本部事務局と県災害対策本部事務局の編成を共通化

（2）度重なる弾道ミサイルへの避難対策の強化の追記

○シェルターの指定に係る施設構造等を追記

・武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）として、緊急一時避難施設（鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物や地下施設）等が該当施設として分類されていることを追記

○民間施設も含めた緊急一時避難施設の指定

・弾道ミサイルの爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下道等の地下施設の指定について追記

・法律等により定められている避難施設指定の考え方を更に明確にするため、県で独自に作成している「避難施設指定要領」の指定基準等を追記（緊急一時避難施設については一時的な避難の観点から基準を満たさなくとも幅広く指定）

○頻発する弾道ミサイルの発射に備えた住民避難訓練の実施

・「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」を実施し、避難行動への理解を深める旨を追記

（3）県地域防災計画との整合や各種法令の改正等の反映など

○国民保護措置においても総合防災情報システムを活用することを追記

○救援の種類について「福祉サービスの提供」及び「応急仮設住宅を含む収容施設の供与」を追記

○その他、所要の修正を実施

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月～3月

5月～6月

計画変更について、鳥取県国民保護協議会へ諮問

内閣総理大臣へ協議、閣議決定

南部町・ファロスファーム（西伯農場）における火災について

令和7年11月21日
危機管理部危機対策・情報課
生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課、水環境保全課
農林水産部畜産振興局畜産振興課

11月7日（金）に、県内最大規模の養豚場で大規模火災が発生したことから、関係機関等と今後の対応について協議を行いましたので、報告します。

1 事案の概要

- (1) 日 時 令和7年11月7日（金）17時34分消防へ通報、21時4分鎮圧
11月8日（土）8時52分鎮火
- (2) 場 所 ファロスファーム西伯農場（南部町下中谷2730）
- (3) 被 害 【人的】死者2名、負傷者（軽傷）1名
【施設】豚舎等10棟（全焼8棟、部分焼2棟）、焼損延べ面積約12,000平方メートル
【豚】約4,000頭（約200頭生存）
- (4) 原 因 警察・消防による火災原因調査中（専門調査機関に協力依頼）

2 ファロスファームと関係機関との打合せ状況

火災発生を受けて、事業者と関係者間で、今後の対応等について協議を実施。

- (1) 日 時 令和7年11月11日（火）、12日（水）、13日（木）、19日（水）
- (2) 参加者 ファロスファーム（株）代表取締役社長、南部町町長、JA西部組合長、県関係課（畜産振興課、西部環境建築局、西部農林局） 他

3 今後の対応

- (1) 火災で死亡した豚の処理
 - ・火災による死亡豚については、「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理する必要があるとあり、現在、事業者が処理方法について検討している。
 - ・県は事業者に対して処理可能な施設の情報を提供した。今後、事業者及び南部町の処理に関する意向を踏まえ、関係法令に基づき死亡豚の保管や処理について指導、助言していく。
- (2) 火災現場周辺の水質
 - ・当該農場は、「水質汚濁防止法」に基づく特定施設であるため、県は11月10日から農場周辺の水路等の現地調査を実施し、汚水流出等の環境汚染がないことを確認済（簡易キットによる水質検査で異常なし）。
 - ・今後も、定期的に現地確認及び水質検査を実施する。

<参考>ファロスファーム（株）の概要

- ・ファロスファーム（株）は、ファロスファームグループ（ファロスファーム（株）、ファロスファームホールディングス）の事業部門で、養豚事業、肥料（堆肥）販売、バイオガス発電を実施。
大阪本社：大阪府四條畷市岡山4-16-16
鳥取本社：大山町加茂（名和農場内）
代表取締役社長：竹延哲治 従業員：117人（2025年3月25日現在）
資本金：1,000万円
- ・鳥取県内2か所（名和農場、西伯農場）、広島県内5か所で養豚農業を展開し、国産豚の約2%の頭数を生産。売上高約120億円（2023年3月末現在）。
- ・繁殖と肥育の農場を分離し、病気を防ぎながら経営規模を拡大。欧米に負けない生産コスト低減に挑み、国内有数の養豚経営に成長。
- ・ファロスファームは、平成9年から西伯地区のJA鳥取西部の養豚施設を賃借利用していたが、今回の火事が発生した西伯農場は令和元年頃自己資金で敷地造成、畜舎を建設した自己所有施設。繁殖母豚3,500頭を飼育し、名和農場（肥育豚3万頭規模）へ子豚を供給しており、繁殖、肥育で共に県内最大規模。



島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第４３報）

令和７年１１月２１日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は９月１２日）

１ 島根原子力発電所１号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第２段階への移行）：令和６年５月１７日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第２段階）の作業着手：令和６年５月２９日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

２ 島根原子力発電所２号機

（１）特定重大事故等対処施設

原子炉設置変更許可：令和６年１０月２３日

設計及び工事の計画の認可申請：令和７年１月３１日

１１月２０日に特定重大事故等対処施設の設計及び工事の計画の認可申請に係る審査会合（非公開）が開催された。

（２）新燃料の輸送

１０月８日に島根原子力発電所２号機用の新燃料が搬入された。令和５年９月２２日以来、約２年ぶりの搬入となる。

ア 輸送日：出発（１０月７日午前８時３５分、正午）、到着（１０月８日午前５時４６分）

イ 輸送責任者（出発地）：原子燃料工業株式会社（茨城県那珂郡東海村）

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（神奈川県横須賀市）

ウ 輸送物・輸送方法：燃料集合体１０８体（輸送容器５４個、ウラン重量約１８トン）、トラック（６台）による陸上輸送

内訳：原子燃料工業（燃料集合体５４体（輸送容器２７個））

グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（同上）

エ 鳥取県の立入調査

（ア）中国電力から、輸送隊が県内に入る前の段階で連絡を受け、県内通過中及び発電所到着時に輸送状況の連絡を受け、状況を確認した。

（イ）「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第１１条に基づく立入調査（米子市と境港市の職員が同行）を実施し、中国電力によって行われた放射線測定に立会し、法定基準値以下であることを確認した。

測定部位	測定結果	基準値
輸送容器表面	0.012 mSv/h	2 mSv/h 以下
輸送車両表面	0.0077 mSv/h	2 mSv/h 以下
輸送車両から 1 m 離れた位置	4.2 μ Sv/h	100 μ Sv/h 以下
運転席	1.0 μ Sv/h	20 μ Sv/h 以下

オ 新燃料受取検査

中国電力は１０月１５日から新燃料受取検査（外観検査及び寸法検査）を実施。本県はその状況を１０月１７日に現地で確認した。

１０月２０日に新燃料が転倒する事案（詳細は４に記載）が発生したため、検査を一旦中断したが、１１月１１日に再発防止策を実施した上で新燃料受取検査を再開した。

3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合21回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

10月16日、10月31日、11月11日に審査会合（20回目、21回目、22回目）が開催され、竜巻影響評価、内部火災、格納容器破損防止対策の有効性評価、重大事故等対処設備、基準地震動の策定、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価、燃料プール及び運転停止中の原子炉における燃料損傷防止対策等について確認が行われた。

（20回目）

[中国電力の説明]

- ・想定する竜巻（最大風速92m/s）に対して、竜巻防護対策、飛来物発生対策により竜巻や飛来物によって原子力発電所の安全機能が損なわれないこと。
- ・内部火災に対して火災防護対策を講じることで原子力発電所の安全機能が損なわれないこと。
- ・格納容器破損に至るおそれのある重要な事故進展シナリオに対して解析を行い、対策を講じることで格納容器破損には至らず、施設の安全性が確保されていること。
- ・格納容器の過圧破損を防止する設備（格納容器フィルタベント系、残留熱代替除去系）や水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備が新規規制基準の要求を満たすこと。

[原子力規制委員会]

- ・特段の指摘事項なし。

（21回目）

[中国電力の説明]

- ・最大加速度820ガルの地震動を含む5つの基準地震動を策定すること。
※島根2号機の基準地震動と同じ。
- ・3号機の原子炉建物等の重要施設が安定した地盤の上に設置されていること。

[原子力規制委員会]

- ・基準地震動の策定については、特段の指摘事項なし。
- ・基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価については、原子炉建物を代表施設とすることの妥当性について改めて説明すること等の指摘があり、継続審議となった。

（22回目）

[中国電力の説明]

- ・燃料損傷に至るおそれのある重要な事故進展シナリオに対して解析を行い、対策を講じることで燃料損傷には至らず、施設の安全性が確保されていること。

[原子力規制委員会]

- ・特段の指摘事項なし。

4 新燃料受取検査における燃料転倒事案について

10月20日、2号機原子炉建物で新燃料の受取検査中に、新燃料2体が転倒する事案が発生した。鳥取県は同日、米子市、境港市と合同で現場確認を行い、中国電力に対して原因究明と再発防止の徹底を申し入れた。

11月7日、中国電力から原因と再発防止策についての2県6市への報告が行われ、適正に原因の調査及び再発防止対策の策定がなされていることを確認した。

（1）事案概要

- ア 発生日時 10月20日（月）午前9時20分頃
- イ 発生場所 島根原子力発電所2号機原子炉建物4階（放射線管理区域内）
- ウ 現場状況 検査前の新燃料を輸送容器から取り出すため、クレーンにより輸送容器を立て起こす際、新燃料2体が床面に転倒したもの。

エ 負傷者 検査業務に従事していた協会の作業員1名について、転倒した新燃料が右手および右足に接触したことから病院で打撲と診断。

オ 影響 作業員の被ばく、環境への放射能の影響なし

[事案経過]

9:20 事象発生
9:38 関連する放射線モニタの指示値異常なしを確認
9:45 作業エリアの拭き取り検査を実施し、汚染なしを確認
10:52 中国電力から鳥取県に事象発生連絡
17:15 鳥取県が現場確認を実施（米子市、境港市と合同）※島根県と同時実施

(2) 現場確認

ア 調査日時 10月20日（月）午後5時15分から午後7時15分まで
イ 対応者 鳥取県、米子市、境港市職員（島根県と合同で実施）
ウ 調査結果 事象が発生した現場を確認し、中国電力から発生の状況や今後の対応等を聞き取りを行った。
エ 原因 燃料転倒防止用のロープ及び金具（ストッパー）を取り付けた後、燃料容器ごと立て掛けるところ、ロープ、金具ともに取り付けられていなかったもの。
オ 申し入れ 原因究明と再発防止の徹底

(3) 原因及び再発防止策

ア 事案発生時の状況

- ・燃料メーカーが作業を実施し、中国電力が立会い、その作業を確認していた。
- ・燃料メーカーは、作業開始前に事務所で確認した体制よりも作業員が1名少ない状況で作業を開始した。
- ・クレーンにより輸送容器を立て起こす際、輸送容器に転倒防止用のストッパーやロープを設置しておらず、新燃料2体が床面に転倒した。

イ 原因及び再発防止策

- ・中国電力は、燃料メーカーとともに以下のとおり原因及び再発防止策を取りまとめた。

	原因	再発防止策
燃料メーカー	・当日の作業開始時、作業開始前に事務所で確認した体制よりも、作業員が1名少ない状況で作業を開始した。このとき、当該作業員1名分の役割分担を明確にしていなかった。 ・燃料メーカーが作成した作業手順書には転倒防止策の実施について記載されていたが、ホールドポイント（次行程に進むにあたり、作業責任者の確認を必須とするポイント）として設定していなかった。	・作業体制に変更が生じた際は、作業体制を再確認し、役割分担を明確にしたうえで、中国電力の確認を受けてから作業を開始することを作業手順書に反映する。 ・作業手順書において、転倒防止策の実施等をホールドポイントとして設定する。
中国電力	・作業手順書において、転倒防止策を確認することとしていなかった。	・立会時に確認が必要な作業（転倒防止策等）を再整理し、作業手順書に反映する。 ・作業体制に変更が生じた際は、役割分担および作業可否について燃料メーカーに確認を行うよう要求するとともに、作業体制の確認を行い、必要な指示を行うことを作業手順書に反映する。

令和7年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について

令和7年11月21日
原子力安全対策課

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練を鳥取県、米子市及び境港市並びに島根県等と合同で実施しました。今回の訓練は、島根原子力発電所2号機再稼働後に住民が参加して実施する初めての訓練で、その成果及び教訓を地域防災計画や広域住民避難計画等に反映し、更なる計画の実効性向上を図っていきます。

本部等運営訓練（図上訓練）は、今年12月24日（水）に別途実施します。

1 概要

（1）日時

11月6日（木）～11月9日（日）

（2）主な実施場所

名和農業者トレーニングセンター、米子市河崎小学校、米子港、鳥取県立農業大学校（広域避難所）
原子力防災支援基地（鳥取市）、鳥取県立中央病院 等

（3）参加機関、参加者数

75機関、約690人（うち、住民166人、バス6台、自家用車13台）

※主な参加機関：鳥取県、富山県、海上自衛隊、水産庁、鳥取県警察、米子市、境港市、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、鳥取県立中央病院、鳥取赤十字病院、鳥取大学医学部附属病院、医療法人真誠会、中国電力株式会社 等

（4）訓練想定

鳥取県東部を震源とした地震が発生し、その後島根原発2号機において、送電線事故により外部電源が喪失し、非常用炉心冷却装置等による原子炉への注水を実施する。しかし、非常用炉心冷却装置等に設備故障が発生し、同装置等による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となる。

鳥取県では、災害対策本部を設置し、屋内退避等の防護措置を実施する。

（5）主な訓練目的

- ・円滑な住民避難及び支援対応の検証
- ・災害時の情報収集・伝達方法の検証

2 今年度実施した主な訓練内容

日程	主な訓練項目
11月6日（木）	原子力防災支援基地運用等訓練、避難経路確保訓練
11月7日（金）	バス事業者への防護資機材配布等訓練、避難退域時検査用資機材受援訓練
11月8日（土）	船舶避難訓練
11月9日（日）	住民避難訓練（住民への情報伝達、多様な避難手段（バス、自家用車、ストレッチャー車両）による避難等）、避難退域時検査等訓練※、緊急時モニタリング訓練、 等

3 訓練の主な成果等

（1）円滑な住民避難、支援の検証

今年度初めて、避難退域時検査（車両検査）用資機材の支援を他県（富山県）から受け、受援に係る調整、資機材の受入れや操作に当たる職員派遣に加え、共同で車両検査を実施するなど、資機材の不足等に備えた他県からの資機材の融通体制を確認した。

また、「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づくバス事業者に対する防護資機材の送付、運転手への資機材の配布、個人線量計の操作方法の確認や運転手の被ばく線量の管理などの一連の手順を確認した。

（2）災害時の情報収集・伝達の検証

天候の影響によりドローンの飛行は見合わせたが、ドローンレスキューユニット（民間事業者）の活動拠点となるドラッシュテントを展張するとともに、非常用電源を確保し衛星通信（スターリンク）を活用して映像の配信を実施するまでの一連の手順を確認した。ドローンレスキューユニットを活用

した情報収集とその分析については、引き続き訓練の機会を活用し効果の検証を進めていく。

(3) 補完的な輸送手段の確保

避難者輸送の補完的手段として位置づけられている船舶避難については、これまで、海上自衛隊や海上保安庁などの協力により実施してきたが、今年度初めて水産庁の協力を得て実施した。この調整の過程で、調整先や調整方法などを確認した。

(4) 悪天候時の資機材運用

降雨予想を踏まえ、あらかじめ、使用する資機材に防水処置を施すなどの対応を行ったが、その準備にある程度の時間を要した。また、ドローンの飛行ができなくなるなど、当初計画していた訓練の一部の実施を見送ったことなどの結果を踏まえ、今後様々な気象条件（降雨、降雪、強風、高温など）を想定して、現在計画されている対応手順や所要の人員、必要となる時間等について引き続き検討を進めていく。

4 その他

消防機関や、災害拠点病院である鳥取大学医学部附属病院と鳥取県立中央病院などが協力し、汚染の可能性のある傷病者に対する医療活動訓練を2年ぶりに実施し、様々な機関同士の連携手順を確認した。今後、島根県との連携も密にしながら実効性を高めていく。

このほか、避難所の居住環境の向上や、外国人などへの情報保障、ペットの同行避難など防災対策に共通する課題については、引き続き、関係部局とも協力して取り組んでいく。



今回初めて他県(富山県)からの車両検査用資機材の受援を得て、当県と共同で車両検査を実施した。
(写真は、車両検査に当たる富山県職員と平井知事)



鳥大病院から搬送された傷病者を鳥取県立中央病院で受け入れる手順を確認した。
(写真は、汚染の可能性のある傷病者をホールボディカウンター車に移乗させる訓練の様子)



今年度初めてバス運転手に、個人線量計などの防護資機材を配布し、実際に装着して訓練に参加いただいた。
(写真は、個人線量計の取扱い方法を事前に確認するバス運転手)



今年度の船舶訓練では、海上自衛隊のほか、初めて水産庁にも協力いただき、船舶避難の要請手順等を確認した。
(写真は、海上自衛隊多用途支援艦に乗り込む参加住民)

中国電力に対する財源措置の適正化等の早期具現化を求める申入れについて

令和7年11月21日

原子力安全対策課

原子力発電所の立地地域と周辺地域の原子力安全対策に係る財源格差が拡大している状況を受けて、周辺地域も立地地域と同等の財源負担をすること等の原子力安全対策に係る財源措置の適正化について、9月3日に中国電力に対して申入れを行いました。更に、10月31日に知事及び両市長で協議・合意した要求方針に基づき、早期具現化するよう再度申入れを行いました。

- 1 日 時 11月6日（木）午後3時10分～25分
- 2 場 所 鳥取県庁 第4応接室
- 3 対応者 〔中国電力〕北野副社長、三村島根原子力本部長、森田鳥取支社長
〔自治体〕平井知事、米子市・伊木市長、境港市・伊達市長

4 申入れ内容

原子力安全対策を担う鳥取県、米子市及び境港市に対する財源措置の適正化の早期具現化を図るため、以下の3項目について求める。

- ・ 国が原発立地地域振興の特別措置の対象地域を拡大した趣旨に鑑み、核燃料税に見合う財源についても鳥取県側への新たな財源措置を検討すること。
- ・ 島根県の防災対策事業に見合う財源負担についても、原発立地地域振興の特別措置の対象地域拡大の方針変更の重要性を十分踏まえ、鳥取県側への負担を検討すること。
- ・ 速やかに鳥取県、米子市及び境港市に対し、島根県側と同等の措置がなされるよう財源負担の仕組みを整備するなど安全協定に則った財源措置を定常的に行うこと。

なお、財源の充当等が支障なくなされるよう、弾力的な制度運用を行うこと。



【申入書の手交】

（中国電力の主な発言）

UPZ圏内の住民の方々の安全に差が生じてはならないという前提のもと検討を進めている。
今回申入れのあった内容は十分に理解できるものであり、早期に丁寧に対応してまいりたい。

【立地地域と周辺地域の財源格差の状況】

鳥取県、米子市及び境港市の周辺地域は、立地地域と同等の原子力安全対策を行っているが、国の立地交付金、核燃料税等の歳入が保障されている立地地域と比べてその財源は格段に乏しい。

令和7年度から、2号機再稼働による核燃料税の増額に加え、中国電力が島根県に10億円/年（人件費、島根半島震災対策事業費）の財源措置を行うことで、立地地域との財源格差が一層拡大した。

《中国電力からの財源協力の状況（年額換算）》

島根県	鳥取県
核燃料税 11.2 億円 ※令和7～11年度の核燃料税見込額を元に算出	
人件費 5 億円上限 令和7年度より核燃料税とは別枠で措置	人件費 1.8 億円上限
島根半島震災対策費 5 億円×10 年上限 令和7年度より10年間で50 億円上限	
総額 21.2 億円	総額 1.8 億円

【添付資料】

- ・ 島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する財源措置の適正化の早期具現化について（通知）

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川 賢剛 様

島根原子力発電所に係る原子力安全対策
を担う鳥取県・米子市・境港市に対する
財源措置の適正化の早期具現化について

(令和7年11月6日)

鳥取県

米子市

境港市

第202500189491号
防起第1667号-1
発境防第782号
令和7年11月6日

中国電力株式会社
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治



米子市長 伊木 隆司



境港市長 伊達 憲太郎



島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する
財源措置の適正化の早期具現化について（通知）

島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する財源措置の適正化等については、令和7年9月3日付第202500139229号、防起第1239号-1及び発境防第555号で貴社に対し、立地地域と周辺地域で財源措置の格差が拡大している現状を打開するため、更に踏み込んだ財源措置について速やかに検討され、立地地域と周辺地域との均衡が図られるよう、財源措置の適正化を図るよう申入れを行ったところです。

このたび、先般申入れを行った財源措置の適正化の早期具現化を図るため、下記の3項目について申入れを行います。貴社におかれては、周辺地域の要請に真摯に向き合い、その実現を適切に図ることを切に求めます。

記

- 1 鳥根県が核燃料税で負担を捻出できる人件費については、本県ではこれまで自らの税金で負担してきたことから、中国電力に対し人件費の負担を寄付、更には交付金という形で求め、合意が得られていたところである。

しかしながら、中国電力は今年度から鳥根県側に対し、核燃料税とは別枠で新たに人件費の財源措置を行い、立地地域と周辺地域で財源格差が拡大している。

よって、国が原発立地地域振興の特別措置の対象地域を拡大した趣旨に鑑み、核燃料税に見合う財源についても鳥根県側への新たな財源措置を検討すること。

- 2 令和7年9月定例県議会で島根県が定めた防災対策事業に見合う財源負担についても、原発立地地域振興の特別措置の対象地域拡大の方針変更の重要性を十分踏まえ、鳥取県側への負担を検討すること。
- 3 原発立地地域振興の特別措置の対象地域拡大の趣旨に鑑み、原子力安全対策については立地・周辺の差異はなく法的に求められていることを改めて重く受け止め、速やかに鳥取県、米子市及び境港市に対し、島根県側と同等の措置がなされるよう財源負担の仕組みを整備するなど、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に則った財源措置を定常的に行うこと。
なお、財源の充当等が支障なくなされるよう、弾力的な制度運用を行うこと。

令和7年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の実施について

令和7年11月21日

消 防 防 災 課

阪神・淡路大震災を教訓に平成7年度に創設された緊急消防援助隊の中国・四国ブロック訓練を実施しました。この訓練は、緊急消防援助隊の指揮及び現場活動能力、関係機関との連携活動能力等の向上を図るほか、受援都道府県の緊急消防援助隊の受け入れ体制、指揮活動能力の強化を図るため、平成8年度から全国を6ブロックに分け、消防庁、都道府県及び市町村が協力して実施しています。

本県での前回の実施は平成28年度でしたが、鳥取県中部地震により中止となり、本県での実施は18年ぶりとなりました。

1 訓練日時、場所

(1) 日時 令和7年11月1日(土)午前9時から2日(日)正午まで

(2) 場所 11月1日(土)：県庁、湖山池青島公園、殿ダム周辺広場、天神川河川防災センター 等
11月2日(日)：リンピアいなば周辺

2 訓練目的

本県において大規模地震が発生したことを想定し、中国・四国各県の消防部隊から出動した緊急消防援助隊の技術・連携能力の向上や県及び県内消防局の受援計画の検証を目的として、県東部・中部地区の各訓練会場において図上訓練及び実動訓練を実施した。

3 参加機関等

(1) 参加部隊 中国・四国地区等の消防本部、県内消防局等 (139 部隊 500 人超)

(2) 参加機関 鳥取県警察本部、自衛隊鳥取地方協力本部、鳥取大学医学部附属病院、日本赤十字社鳥取県支部、鳥取 DMAT、消防団 (鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町、八頭町)、
認定 NPO 法人日本レスキュー協会 (11 団体)

※航空自衛隊及び海上保安庁は天候(雷雲)等により不参加

4 訓練内容

(1) 図上訓練

・災害対策本部等設置運用訓練 (11/1 県庁、県消防防災航空センター、東部消防局、中部消防局)

(2) 実動訓練

月日	場所	主な訓練
11/1	湖山池青島公園	漂流者救出訓練、橋梁崩落による転落車両救出訓練、避難困難者救出搬送訓練、大規模林野火災対応訓練
	殿ダム周辺広場	情報収集・伝達訓練、滑落事故救助訓練、土砂埋没・車両転落事故救出訓練、孤立者捜索救助訓練
	天神川河川防災センター	大規模土砂災害対応訓練、倒壊建物救出訓練
	ヤマタスポーツパーク	後方支援訓練、激励巡視、活動調整会議
11/2	リンピアいなば周辺	多数傷病者対応訓練、救急特別編成部隊運用訓練、座屈中高層建物救助訓練、木造倒壊建物救出訓練、大規模土砂災害救助訓練

※航空自衛隊C2輸送機による消防車両及び消防隊員の輸送訓練は、天候(雷雲)等により中止(11/1)

5 訓練の成果等

(1) 県

- ・図上訓練では、鳥取県緊急消防援助隊受援計画(令和6年3月改正)に基づき緊急消防援助隊の出動要請、部隊の参集及び配置など実践に即した訓練を実施し、災害対策本部の運営能力向上、防災関係機関相互の連携強化を図ることができた。
- ・今後、消防庁や関係機関等と振り返りを行い、その結果等を受援計画に反映し、更なる実効性向上を図る。

(2) 県内消防局

- ・図上訓練及び部隊運用訓練では、鳥取県緊急消防援助隊受援計画、鳥取県東部広域行政管理組合消防局広域消防応援受援計画(令和6年4月改正)に基づき実施し、各計画の検証と迅速かつ効果的な活動体制の確保を図ることができた。
 - ・部隊運用訓練では、ドローンによる情報収集・安全管理の実施や映像伝送装置で視覚的な情報共有を図るなどデジタルを活用した共有体制の強化を図ることができた。
- また、大規模な災害による進出困難現場を想定し、防災ヘリとの連携した救助訓練や孤立集落へのボートを活用したアプローチを行い、部隊の投入や資器材の搬送などを検証することができた。



11/1 橋梁崩落による転落車両救出訓練(湖山池青島公園)
 <指揮本部運営の様子>



11/1 橋梁崩落による転落車両救出訓練(湖山池青島公園)
 <橋脚に取り残された者を救助>



11/1 大規模林野火災対応訓練(湖山池青島公園)
 <ボートで可搬ポンプ・消防職員を搬送>



11/2 座屈中高層建物救助訓練(リンピアいなば)
 <1階部分が座屈し、取り残された者を救助>



11/2 大規模土砂災害救助訓練(リンピアいなば)
 <家屋や複数の車両が土砂に埋没>



11/2 大規模土砂災害救助訓練(リンピアいなば)
 <土砂に埋没した者の救助犬による捜索>



11/2 多数傷病者対応訓練(リンピアいなば)
 <県警等関係機関と連携>



11/2 救急特別編成部隊運用訓練(リンピアいなば)
 <DMAT等と連携し、救急隊の効率的運用を検証>